総社市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

総計市長 片 岡 聡 一

総社市条例第22号

総社市税条例等の一部を改正する条例

(総社市税条例の一部改正)

第1条 総社市税条例(平成17年総社市条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項号」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び 号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項号」という。)が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動項 号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項号(以下この条において「削除項」という。)を削り、移動後項号に対応する移動項号が存 在しない場合には、当該移動後項号(以下この条において「追加項号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部 分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない 場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2)略 (3)納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名 <u>(法人にあっては、事務所又は事業所の所</u> 在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第1 5項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付す	るものに納税者の住所及び氏名 <u>又は名称</u> 並びにその納付すべき徴収金 額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。

べき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。

(4)納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名 (法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、 次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額と する。

法人の区分	税率	
1 次に掲げる法人	年額 5万円	
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第		
294条第7項に規定する公益法人等のうち,		
法第296条第1項の規定により均等割を課		
することができないもの以外のもの(法人税法		
別表第2に規定する独立行政法人で収益事業		
を行うものを除く。)		
イ 人格のない社団等		
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2		
条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。		
以下この号において同じ。) に該当するものを		
除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該		
当するものを除く。)		
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定		
する相互会社以外の法人で資本金の額又は出		
資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げ		
る法人を除く。)		
オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の		
5に規定する資本金等の額をいう。以下この表		
及び第4項において同じ。)を有する法人(法		
人税法別表第2に規定する独立行政法人で収		

改 正 前

(4)納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名<u>又は名称</u>並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、 次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額と する。

<u> </u>			
法人の区分		税率	
1 次に掲げる法人	年額	5万円	
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第			
294条第7項に規定する公益法人等のうち,			
法第296条第1項の規定により均等割を課			
することができないもの以外のもの(法人税法			
別表第2に規定する独立行政法人で収益事業			
を行うものを除く。)			
イ 人格のない社団等			
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2			
条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。			
以下この号において同じ。) に該当するものを			
除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該			
当するものを除く。)			
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定			
する相互会社以外の法人で資本金の額又は出			
資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げ			
る法人を除く。)			
オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規			
定する資本金等の額又は同条第17号の2に			
規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規			
定する相互会社にあっては、令第45条の3の			

徬 改 Æ

益事業を行わないもの及び工に掲げる法人を 除く。以下この表及び第4項において同じ。) で資本金等の額が1.000万円以下であるも ののうち, 市内に有する事務所, 事業所又は寮 等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれ らの性質を有する給与の支給を受けることと される役員を含む。)の数の合計数(次号から 第9号までにおいて「従業者数の合計数」とい う。) が50人以下のもの

略

- 3 略
- 4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の 資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額 に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資 本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又 は出資金の額が」とする。

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基 づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和4 0年法律第33号) その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の 計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4 までの規定の例によらないものとする。

 $3 \sim 6$ 略

(市民税の申告)

第36条の2 略

 $2 \sim 7$ 略

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合において 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合において

改 Æ 前

2に定めるところにより算定した純資産額) を有する法人(法人税法別表第2に規定する独 立行政法人で収益事業を行わないもの及びエ に掲げる法人を除く。以下この表において同 じ。)で資本金等の額が1.000万円以下で あるもののうち、市内に有する事務所、事業所 又は寮等の従業者(俸給,給料若しくは賞与又 はこれらの性質を有する給与の支給を受ける こととされる役員を含む。)の数の合計数(次 号から第9号までにおいて「従業者数の合計 数」という。)が50人以下のもの

略

略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基 づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和4 0年法律第33号) その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22条第2項又は第3項の総所得金額,退職所得金額又は山林所得金額の 計算の例によって算定する。

 $3\sim6$ 略

(市民税の申告)

第36条の2 略

 $2 \sim 7$ 略

は、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から1月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 略

 $2 \sim 3$ 略

4 公的年金等受給者は,第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には,施行規則で定めるところにより,当該申告書の提出に代えて,当該公的年金等支払者に対し,当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

 $2\sim5$ 略

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法<u>第2条第12号の7</u>に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下<u>この項</u>及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及び

改 正 前

は、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった 者に、当該該当することとなった日から1月以内に、その名称、代表者又 は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務 所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事 項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 略

 $2\sim3$ 略

4 公的年金等受給者は,第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の5第4項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には,施行規則で定めるところにより,当該申告書の提出に代えて,当該公的年金等支払者に対し,当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2~5 略

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を 提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法<u>第2条第12号の7の3</u>に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下本項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及

これと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について 法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第1 8条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(市民税の減免)

第51条 略

- 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日 までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を 証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

(2) 略

(3) 略

改 正 前

びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日 までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を 証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

改 正 前

3 略

第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の10</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10</u>までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号,第9号から<u>第10号の10</u>まで,第 11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本 文の規定の適用を受けていた固定資産について,当該各号に掲げる用途に 供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合にお いては,当該固定資産の所有者は,その旨を直ちに市長に申告しなければ ならない。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

- 第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1)代表者の住所,氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい,当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(4)$ 略

3 略

第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の9</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の9</u>までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号,第9号から<u>第10号の9</u>まで,第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について,当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては,当該固定資産の所有者は,その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

- 第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所及び氏名

 $(2)\sim(4)$ 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

- 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に 掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所, 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては,住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(5)$ 略

- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び 次項において「特定被災共用土地」という。) に係る固定資産税額のあん 分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号 及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者 が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条 の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349 条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難 の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第 1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避 難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定 する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年 であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月 1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の 属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わな ければならない。
- (1)代表者の住所,氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(6)$ 略

3及び4 略

(固定資産税の減免)

改 正 前

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

- 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に 掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所及び氏名

 $(2)\sim(5)$ 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び 次項において「特定被災共用土地」という。) に係る固定資産税額のあん 分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号 及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者 が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条 の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349 条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難 の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第 1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避 難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定 する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年 であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月 1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の 属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わな ければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

 $(2)\sim(6)$ 略

3及び4 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

- 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとす る事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所,氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(5)$ 略

3 略

(住宅用地の申告)

- 第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度 に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべ き事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日 までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければ ならない。
- (1) 住宅用地の所有者の住所<u></u> 氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては,住所及び氏名又は名 称)

 $(2)\sim(4)$ 略

2 略

(被災住宅用地の申告)

- 第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所,氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並び

改 正 前

第71条 略

- 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとす る事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(5)$ 略

3 略

(住宅用地の申告)

- 第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度 に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべ き事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日 までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければ ならない。
- (1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(4)$ 略

2 略

(被災住宅用地の申告)

- 第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u>並びに当該納税義務者が令第52 条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号ま

に当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

 $(2)\sim(6)$ 略

2 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の 各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する 書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は<u>事務所若しくは事業所の所在地、氏</u> 名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。 次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない 者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名 称)

 $(3)\sim(8)$ 略

3 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付さ

改 正 前

でに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号 又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

 $(2)\sim(6)$ 略

2 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の 各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する 書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

 $(3)\sim(8)$ 略

3 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付さ

れた精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)減免を受ける者の氏名<u>,住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあっては,氏名及び住所)</u>並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には,当該身体障害者等との関係

 $(2)\sim(6)$ 略

3及び4 略

(特別土地保有税の減免)

- 第139条の3 略
- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期 限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けよう とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所,氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
- (2)及び(3) 略

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

- 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。
- (1)住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人

改 正 前

れた精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)減免を受ける者の氏名<u>及び住所</u>並びに減免を受ける者が身体障害者等 生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

 $(2)\sim(6)$ 略

3及び4 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3)略

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

- 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。
- (1) 住所及び氏名又は名称

番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)及び(3) 略

附則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第 1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率 が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセン ト以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定 により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合 とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項に おいて「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第 144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法 第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81 条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定 する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後 に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する 場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、 当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書 の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市 民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同 条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と 当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセ ントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得 た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割 合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合に は、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

第7条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り,所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平

改 正 前

(2)及び(3)略

附則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第 1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率 が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセン ト以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定 により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合 とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項に おいて「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第 145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された 法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第8 1条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規 定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以 後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来す る場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあって は、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申 告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来す る市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合 は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの 割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除 して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計 した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える 場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

第7条の3の2 平成22年度から<u>平成39年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り,所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平

徬 改 Æ

成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年 である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適用を受けないとき は、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適 用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納 税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得 割の額から控除する。

2及び3 略

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

- 第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において | 第9条 削除 「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及 び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合に は、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定 により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項 第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条 の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団 体に対する寄附金 | という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第 10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する 地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条 において「申告特例通知書」という。) を送付することを求めることがで きる。
- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において 「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告 特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第 1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例 対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日 までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定 めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を 届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月 31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当 該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変 更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、

改 Æ 前

成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年 である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適用を受けないとき は、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適 用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納 税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得 割の額から控除する。

2及び3 略

徬 改 Æ

施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならな V)

- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに 該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規 定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求め を行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとす る。
- 第9条の2 当分の間,所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄 附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申 告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりな かったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第 4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第 2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2 \sim 4$ 略

- 5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の2とする。
- 6 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分 の3とする。
- 7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3 分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする 者がすべき申告)

- 第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これ らの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月 31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければ ならない。
- (1)納税義務者の住所,氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番 号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の 2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

改

Æ

前

第10条の2 略

 $2 \sim 4$ 略

- 5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の2とする。
- 6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分 の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする 者がすべき申告)

- 第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これ らの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月 31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければ ならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3)略

適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定 する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)納税義務者の住所<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番</u>号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(4)$ 略

- 3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる 事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番</u>号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) 略

- 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</u>

(2)及び(3) 略

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる 事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては</u>,住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3)略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の 適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了 した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修 に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条 第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提

改 正 前

適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで に次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定 する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(4)$ 略

- 3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる 事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3) 略

- 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3) 略

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる 事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)及び(3) 略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の 適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了 した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修 に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条 第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提

出しなければならない。

(1)納税義務者の住所<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番</u>号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(6)$ 略

- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の 高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとす る者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号 に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては</u>住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(7)$ 略

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の 熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする 者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号 に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所,氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(6)$ 略

- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について,同項の規定 の適用を受けようとする者は,当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完 了した日から3月以内に,次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し,建築物 の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附 則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付 して市長に提出しなければならない。
- (1)納税義務者の住所<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番</u>号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(6)$ 略

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の

改 正 前

出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(6)$ 略

- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の 高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとす る者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号 に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(7)$ 略

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の 熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする 者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以 内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号 に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(6)$ 略

- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について,同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完 了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物 の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附 則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付 して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

 $(2)\sim(6)$ 略

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の

固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分工は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度</u>適用土地又は<u>平成28年度</u>類似適用土地であって、<u>平成29年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

改 正 前

固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成25年度分工は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成 25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前 項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固 定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法 附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税 台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29 <u>年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資 産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場 合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29 生度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の 固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課 税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における 固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は,第1項の規定にかかわらず,当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26 <u>年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26 生度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7を超えるものに係る 平成 2 4年度から平成 2 6年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合におけ る固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 (用途変更宅地等に係る税負担の調整措置の特例)

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号) 附則第2条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度 分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しないこと とする。

(農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の 固定資産税の特例)

第13条 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(この条において以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等 (附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定 の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成

改 正 前

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合におけ る固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 (用途変更宅地等に係る税負担の調整措置の特例)

第12条の3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正 する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定に基づき、平成 24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附 則第18条の3の規定は適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年度分の 固定資産税の特例)

第13条 農地に係る<u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(この条において以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等 (附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3,第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成

18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については,第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし,「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の 軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車 両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項に おいて「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

改 正 前

18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 略

第16条 削除

改正後	改正前
3,800円 1,900円	
5,000円 2,500円	
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動	
車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の	
適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月	
31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度	
分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる	
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第82条第2号ア 3,900円 3,000円	
6,900円 5,200円	
10,800円 8,100円	
3,800円 2,900円	
5,000円 3,800円	
	(たばこ税の税率の特例)
第16条の2 <u>削除</u>	第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ
	定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ
	3級品の当該廃止の時における品目と同1である喫煙用の紙巻たばこに
	係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,0
	00本につき2,495円とする。
	2 前項の規定の適用がある場合における第98条第1項から第4項まで
	の規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは
	「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とある のは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」と
	<u>のは「第48号の8様式」と、同条第3項中「第34号の2の8様式」と</u>
	第34号の2の2様式 とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6
	様式」とする。
	<u> 44×47 € 7 ∞0</u>

(総社市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 総社市税条例等の一部を改正する条例(平成26年総社市条例第11号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改	正	後				
---	---	---	--	--	--	--

(市民税の納税義務者等)

第23条 略

- 2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施</u>設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

附則

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する 当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による 車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を 受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の 軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4, 500円
	5,000円	6,000円

(市民税の納税義務者等)

第23条 略

2 <u>外国法人</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる</u> 場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。) 第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。

正

前

改

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

附則

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の 軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車 両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項に おいて「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

17 3 3 3101) 211 21	1 - 1 - 2 - 1 D 1/1/1 1 - 3 - 1	, 4 , 4 , 40
第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2, 700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1)及び(2)略
- (3) 第1条中第82条第2号アの改正(「3,600円に係る部分を除く。)

改 正 前

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1)及び(2)略
- (3) 第1条中第82条の改正並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定

並びに附則第4条第1項及び第6条(第1条の規定による改正後の総社 市税条例(以下「新条例」という。) 附則第16条に係る部分を除く。) の規定 平成27年4月1日

- (4)第1条中第23条,第48条,第52条第1項及び<u>第82条第1号の</u>改正,同条第2号アの改正(「3,600円に係る部分に限る。)及び同号イの改正並びに同条第3号の改正並びに附則第16条の改正並びに次条第6項,附則第4条第2項,第5条及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (5)及び(6) 略

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例<u>第82条第2号ア「3,600円に係る部分を除く。)</u>の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第82条第1号,第2号ア(「3,600円に係る部分に限る。), 同号イ及び第3号の規定は,平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し,平成27年度分までの軽自動車税については,なお従前の例による。
- 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対し て課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規 定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
新条例附則第16	第82条	総社市税条例等の一部を改正
条第1項の表以外		する条例(平成26年総社市
の部分		条例第11号。以下この条に
		おいて「平成26年改正条例」
		という。) 附則第6条の規定
		により読み替えて適用される
		第82条
新条例附則第16	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6

改 正 前

による改正後の総社市税条例(以下「新条例」という。) 附則第16条 に係る部分を除く。) の規定 平成27年4月1日

(4) 第1条中第23条, 第48条, 第52条第1項及び附則第16条の改正並びに次条第6項, <u>附則第5条</u>及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5)及び(6)略

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例<u>第82条</u>の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税 について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前 の例による。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	略		
Ī	新条例附則第16	第82条	総社市税条例等の一部を改正
	<u>条</u> の表以外の部分		する条例(平成26年総社市
			条例第11号。以下この条に
			おいて「平成26年改正条例」
			という。)附則第6条の規定
			により読み替えて適用される
			第82条
	新条例附則第16	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6

	改	正	後		改	正	前
条第1項の表第8 2条第2号アの項	_		条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	<u>条</u> の表第82条第 2号アの項			条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	6,	900円	3,100円 5,500円		6,	900円	3,100円 5,500円
		800円	7,200円 3,000円			800円	7,200円 3,000円
	5,	000円	4,000円		5,	000円	4,000円

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第2条中総社市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正 公布の日
- (2) 第1条中総社市税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第1条中総社市税条例附則第4条第1項及び第16条の2の改正並びに第2条中総社市税条例等の一部を改正する条例第23条第2項及び第3項の 改正並びに次条第7項及び第5条の規定 平成28年4月1日
- (4) 第1条中総社市税条例第2条第3号及び第4号,第36条の2第8項,第51条第2項各号,第63条の2第1項第1号,第63条の3第1項第1号及び第2項第1号,第71条第2項第1号,第74条第1項第1号,第74条の2第1項第1号,第89条第2項第2号,第90条第2項第1号,第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正並びに附則第10条の3第1項第1号,第2項第1号,第3項第1号,第4項第1号,第5項第1号,第6項第1号,第7項第1号,第8項第1号及び第9項第1号の改正並びに次条第3項及び第8項,第3条第2項,第4条第1項,第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き,第1条の規定による改正後の総社市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は,平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し,平成26年度分までの個人の市民税については,なお従前の例による。
- 2 新条例第33条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法

人の市民税については、なお従前の例による。

- 7 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第36条の2第8項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について 適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の総社市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第8項の規定による申告については、なお従 前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第63条の2第1項第1号,第63条の3第1項第1号及び第2項第1号,第71条第2項第1号,第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号,第2項第1号,第3項第1号,第4項第1号,第5項第1号,第6項第1号,第7項第1号,第8項第1号及び第9項第1号の規定は,附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書,新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し,同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書,旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については,なお従前の例による。
- 3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例89条第2項 並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。 (市たばこ税に関する経過措置)
- 第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する 喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円
- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項		地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1、000本につき430円とする。
- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。) 附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第 100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	2 / 3 0	
第19条	第98条第1項若しくは第2項,	総社市税条例等の一部を改正する条例(平成27年総社
		市条例第22号。以下この条及び第2章第4節において
		「平成27年改正条例」という。) 附則第5条第6項,
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
	申告書を除く。),第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第1	
	39条第1項の申告書でその提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1、000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	,第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限

- る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1、000本につき645円とする。
- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	, 第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1、000本につき1、262円とする。
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	,第5項及び

第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準項用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

- 第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。
 - (入湯税に関する経過措置)
- 第7条 新条例第149条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。